

震災復興情報



お知らせ 復興特区による税制優遇制度のお知らせ

市では、復興特区による税制優遇制度の相談、申請を受け付けています。
 対象となる法人・個人事業者の方は、法人税や所得税、地方税免除等の特例を受けることができますので、ぜひご活用ください。
 ※特例を受けるためには、市(または県)からの指定および事業実施状況の認定が必要です。

特区名(認定日)	対象区域	対象業種	受付・問い合わせ窓口
石巻まちなか再生特区 (平成24年3月23日)	中心市街地(中央、中瀬、立町、千石町、鑄銭場、穀町、日和が丘一丁目の一部、住吉町一丁目の一部)	医療業、商業、宿泊業、飲食業、ICT関連産業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526)
愛ランド特区 (平成24年7月27日) ※平成24年9月28日変更認定	田代、渡波、荻浜、雄勝、北上、牡鹿の各地区の一部	商業、宿泊業、飲食業、新エネルギー関連産業等	市商工課 (内線3525・3526) 市雄勝総合支所地域振興課 ☎57-2111 市北上総合支所地域振興課 ☎67-2111 市牡鹿総合支所地域振興課 ☎45-2111 (内線241)
民間投資促進特区 ものづくり産業版 (平成24年2月9日) ※平成26年2月28日変更認定	用途地域における「工業専用地域」、「工業地域」、「準工業地域」のうち既存居住地域を除く地域等の一部	自動車や高度電子機械、食料品等の製造関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
民間投資促進特区 IT産業版 (平成24年6月12日)	中央、門脇町、羽黒町、山下・大街道、湊、中里、開成、蛇田の各地区の一部	情報サービス関連産業	県東部地方振興事務所 ☎95-1414
民間投資促進特区 農業版 (平成24年9月28日)	渡波、稲井、蛇田、河北、河南、北上、牡鹿の各地区の一部	農業に関連する食料品製造業、宿泊業飲食業等	市農林課(内線3559)

復興特区の種類

税制特例の内容

①新規立地促進税制
復興特区の認定日以降に新設された法人は、指定後5年間、法人税の課税が発生しない特例が受けられます。

②特別償却または税額控除
指定を受けた日以降に取得等した事業用設備等について、特別償却または税額控除が受けられます。

③法人税等の特別控除
被災雇用者等に対する給与等支給額の10パーセントを、税額の20パーセントを限度として指定後5年間、税額控除が受けられます。

④研究開発税制の特例
指定を受けた日以降に取得等した開発や研究を目的とする資産について、即時償却と併せて12パーセントの税額控除が受けられます。
 ※①から③は、いずれか一つの選択適用となります。④は併用することができます。

⑤地方税の特例
①、②、④の特例を受けた場合、法人事業税や不動産取得税、固定資産税の免除が受けられます。
 特区の認定日以降で前年度以前に取得した対象資産についても、地方税のみ免除を受けられます。

手続き

①指定事業者の指定申請・指定書の交付
 ・所定の申請書等のほか、必要な資料を添えて市(または県)に申請してください。
 ・必要な要件を満たしていると認められる場合、指定事業者として指定され、指定書が交付されます。

②指定に係る事業の実施状況報告・認定書の交付
 ・事業年度終了後、実施状況や収支決算等の実績を記載した実施状況報告書を提出してください。
 ・事業を適切に実施していると認められる場合、認定書が交付されます。
 ※指定申請、実施状況報告に必要な申請書等様式は、市ホームページからダウンロードできます。

③国税、地方税窓口での手続き
 ・認定書の交付を受けた後、税務署(国税)、県税事務所および市資産税課(地方税)で、特例を受けるための手続きを行ってください。

☎ 商工課(内線3525・3526)

お知らせ プレハブ仮設住宅から退去される皆さんへ

自宅再建や賃貸住宅等への転居により、プレハブ仮設住宅から退去された方は仮設住宅返還届の提出が必要です。

プレハブ仮設住宅での生活実態がなくなった場合に、仮設住宅返還届を提出せずに所有物を置いたまま倉庫として仮設住宅を利用し続けることは入居契約違反となりますのでご注意ください。

また、プレハブ仮設住宅の物品(エアコン、消火器、カーテン(レールを除く)、照明器具、ガスコンロ、暖房器具等)の譲渡申請を受け付けています。

なお、4月からの申請には事前の電話予約が必要となります。

入居者への支援物資(家電6点セット テレビ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯ジャー、電子レンジ、電気ポット)は、引っ越しの際に転居先へお持ち願います。

- 1 プレハブ仮設住宅から引っ越したら → コールセンター ☎92-5901(雄勝、北上、牡鹿については各保健福祉課)に連絡し、退去時に立ち会いしてもらい、仮設住宅返還届を提出してください。
- 2 所有物を置いて倉庫利用 → 入居契約違反です。1の返還手続きをしてください。

☎ 生活再建支援課(内線4761~4768)

お知らせ 東日本大震災被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限が再延長されました

申請期限 平成28年4月10日(日)

※1年間の再延長となりました。申請をされていない方は手続きをお願いします。

支給の対象

東日本大震災時、市内に居住していた世帯で、震災により、

- ・住宅が全壊した世帯
- ・住宅が大規模半壊した世帯
- ・住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

☎・☎ 生活再建支援課(内線3955)

お知らせ 被災地テレワーク協議会 テレワーク1000プロジェクトお仕事説明会

市内に住んでいて仕事を探している皆さんに対して、説明会を開催します。

パソコンとインターネットがあればいつでも自宅で仕事ができます。空いた時間を利用して、働いてみませんか。

お子さん連れでも参加できます

とき 3月20日(金) 午後2時~4時(受付 午後1時40分)

ところ 石巻公共職業安定所「ハローワーク石巻」3階小会議室(泉町4-1-18)

☎・☎ 石巻在宅就業支援センター ☎080-0800-3384

☎ 市商工課(内線3525)

お知らせ 労働基準監督官採用試験

対象

- 昭和60年4月2日から平成6年4月1日生まれの方
- 平成6年4月2日以降生まれで次に掲げる方
 - ①大学を卒業した方および平成28年3月までに大学を卒業する見込みの方
 - ②人事院が①に掲げる方と同様の資格があると認められた方

受付期間

- インターネット受付
4月1日(水)~13日(月)
- 郵送又は持参
4月1日・2日(消印有効)

日程

- 1次試験 6月7日(日)
- 2次試験 7月15日(水)~17日(金)

☎・☎ 宮城労働局 ☎022-299-8833

URL <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

☎ 市商工課(内線3523)

相談 あんない

●「災害復興住宅融資」無料相談会(要予約)

住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)では、震災により被害を受けた方が、住宅の再建・補修をするための融資(建設・購入の場合は当初5年間の金利0パーセント)について、相談会を行っています。

また、地元金融機関の住宅ローンに関する相談も可能な場合があります。

と き 3月27日(金)・28日(土)
4月24日(金)・25日(土)
午前10時～午後4時

ところ 市役所5階市民サロン前

申・問 住宅金融支援機構お客様コールセンター ☎0120-086-353
午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

問 市生活再建支援課(内線3953)

●弁護士・社会福祉士による「移動無料相談会」

弁護士による相談内容

- 離婚・家庭内暴力・被災ローン減免制度・金銭貸借・解雇・パワハラ・未払賃金・建築トラブル・不動産トラブル・交通事故・損害賠償・生活困窮・近隣トラブル等

社会福祉士による相談内容

- 生活困窮・介護・物忘れが気になる・人間関係・ストレス・眠れない等
ひとりで悩まず専門家へご相談ください。上記以外の相談も可能です。

と き	ところ	相談時間	相談担当者
3月18日(水)	仮設大森第3団地集会所 (大森字内田1-122)	午後1時40分～3時30分	弁護士 社会福祉士
3月25日(水)	仮設開成第8団地集会所 (開成1-63)	午前10時～午後4時	

※事前予約の方が優先(当日相談も可)

※専門家との個別面談

※移動相談会のほか、法テラス東松島でも無料相談ができます。

申・問 法テラス東松島 ☎050-3383-0009
午前9時～午後5時(土日・祝日を除く)

問 市生活再建支援課(内線3965)

●被災従前地買い取りのための司法書士の無料相談窓口(要予約)

防災集団移転促進事業の被災従前地買い取り事業に伴い、相続関係、権利関係等について、司法書士による無料相談窓口を開設しています。

と き 毎週木曜日 午前10時～午後5時 ※相談日が祝日の場合も実施

ところ 石巻司法書士相談センター(鑄銭場5-9いせんばプラザ102)

相談内容 相続関係、抵当権、その他権利関係等

予約受付 司法書士相談窓口予約コールセンター

(内線5541・5542) ☎98-8986

午前9時～正午・午後1時～5時(土日・祝日を除く)

※平成25年8月から開始した被災従前地買い取りのための司法書士の無料相談窓口については本年3月31日をもって終了します。

問 用地課(内線5535・5536)

石巻市地域包括ケア推進協議会研修会(要予約)

市民の皆さんを対象とした地域包括ケアへの関わり方やその考え方についての研修会を開催します。

と き 3月26日(木) 午後2時～3時30分

ところ 包括ケアセンター1階(南境字新小提25-1)

講演 テーマ 「地域包括ケアによる健康づくり」
～変えよう!みやぎはメタボ第1位～

講師 東北大学大学院歯学研究科副研究科長
東北大学災害科学国際研究所
教授 小坂 健 氏(医師・医学博士)

定員 50人(先着)

申込方法 申込用紙に記入の上、FAXまたはEメールで申し込みください。
電話での申し込みもできます。

申込用紙配布場所 健康推進課、介護保険課、保険年金課

申・問 石巻市地域包括ケア推進協議会 ☎98-5518 FAX98-5918

✉ iscareprm@city.ishinomaki.lg.jp

お知らせ コンビニ収納が始まります

4月から、市税等の納付が全国のコンビニエンスストアでもできるようになります。曜日や時間を気にすることなく納付ができますので、ぜひご利用ください。

対象となる科目

市県民税(普通徴収)、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、下水道受益者負担金・分担金、浄化槽事業分担金、農業集落排水事業分担金

納付書はとじない状態で送付しますので、紛失や納付の期別間違いに注意してください。

納付書によってはコンビニエンスストアでは取り扱いできない場合がありますので、その際は金融機関窓口へお持ちください。



○コンビニエンスストアで使用できない納付書

▲納付書イメージ

- 本年3月までに発行されているバーコードが印字されていない納付書
- 破損、汚損等によりバーコードが読み取れない納付書
- 金額が訂正された納付書
- ミシン目を切り離してしまっている納付書
- 納期限・取り扱い使用期限を過ぎた納付書
- 1件あたりの金額が30万円を超える納付書

問 納税課(内線3131)

お知らせ 宝くじ助成で地域づくり

このたび、(財)自治総合センターから、本年度コミュニティ助成を受け、住み良い地域づくり活動に必要な備品を整備しました。助成を受けた団体と事業の内容は次のとおりです。

助成団体名	整備内容
黄金浜会館管理運営委員会	エアコン、テント
泉町町内会	会議用テーブル、イス、椅子用台車
南中里親和会	テーブル、イス、書庫、放送設備、テレビ、発電機等
川の上自治会	会議用テーブル、椅子、テレビ、カラオケ、冷蔵庫等



川の上自治会



南中里親和会

問 地域協働課(内線4237)・各総合支所地域振興課